

認知症と成年後見制度

■おひとりさまが知っておくべき「成年後見制度」

認知症の人は、これからさらに増えていくと言われています。

家族や自分が認知症になったときのために知っておきたいのが「成年後見制度」です。成年後見は、認知症や障がいなどの理由でお金の管理ができなくなった時や、自分が死んだ後のことを考えて利用する制度です。

実際にどんな人がどんな理由で、この制度を利用しているのでしょうか。

一番多いのは認知症などで銀行の手続きができなくなった人です。その他、「不動産の売買が自分でできなくなった」「遺産相続人の中に認知症の人がいて、その人の権利を守る必要が出てきた」「詐欺被害から守りたい」「親族による年金などの使い込みに困っている」「障害のある子どもがいる」という人もいます。

では、どんな人が後見人になるのかというと、昨年のデータでは親族は約35%、残りの65%が弁護士、司法書士、社会福祉士など、親族以外でした。

■成年後見制度の種類

成年後見には2種類あります。1つ目は、後見を受ける人の判断力がすでに衰えている場合の「法定後見」。2つ目は、後見を受ける人の判断力があるうちに後見の契約を結んでおく「任意後見」です。

法定後見では、後見人になる人が家庭裁判所に申し立てます。場合によっては後見人を見張る「後見監督人」が裁判所から選任されることもあります。



任意後見では、本人と後見を依頼された人が公証役場で公正証書を作成して契約をします。後見契約をするときには「私が認知症にならないか、ちゃんと見守っててください」という「見守り契約」、本人にお金の管理ができなくなったら「あなたがしてもいいですよ」という「財産管理委任契約」、亡くなったあとのことを頼む「死後事務委任契約」などを必要に応じて結びます。後見人の仕事が始まるのは、本人の判断能力がなくなったときに、「任意後見監督人」を家庭裁判所に申し立て、それが受理されてからです。私は認知症の友人から頼まれて、任意後見人を引き受けています。

■成年後見人のお仕事

後見人の主な仕事は、本人のための支払い、通帳や現金の管理、財産の処分、契約取り消しなどの「財産管理」と、介護の契約や入院・入所の手続き、保険金の請求などの「身上監護」です。

後見人にはできないこともあります。介護そのもの、身元保証人になること、医療行為（の同意）、離婚や養子縁組、遺言作成です。ただし、家族であれば介護や医療行為に同意することが可能です。

後見人の報酬は、基本的には本人の財産の程度によって家庭裁判所が決めます。管理財産額が5000万円以下の場合、月額2~3万円+不動産売却の不可報酬というのが基本です。後見監督人の報酬は月1万円程度が基本で、不動産の売買など大きな仕事にかかわった場合は、付加報酬がつきます。

■日々の暮らしに不安がでてきたらまずは相談を

おひとりさまが高齢になると、身元保証から死後の始末までしてくれるという「見守り・生前契約」に関心を持つ人も増えてきます。良心的な所もありますが、会員積立金の使い込みで大問題になった「日本ライフ協会」のような所もあります。そういう契約をする前に、日々の暮らしに不安が出てきたら…地域包括支援センターか、社会福祉協議会の「日常生活自立支援事業」を利用してみたいかがでしょうか。わかりやすいパンフレットが用意されていますし、社会福祉協議会では弁護士などによる無料の相談会も開かれています。

この「日常生活自立支援事業」から、成年後見につなげることもできます。制度を知って上手に利用し、老後の安心にそなえてください。